

神戸市民間児童福祉施設耐震診断調査等補助金交付要綱

平成18年7月1日施行
平成19年11月1日一部改正
平成22年4月1日一部改正
令和2年4月1日一部改正
令和3年4月1日一部改正
令和4年4月1日一部改正
令和6年4月1日一部改正

(目的)

第1条 本要綱は、市内の民間児童福祉施設の耐震診断調査に要する経費を助成することにより、災害による被害を未然に防止することを目的とする補助金の交付等に関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月2日神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「民間児童福祉施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第7条に規定する児童福祉施設のうち、乳児院、母子生活支援施設、保育所、認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設等をいう。

2 この要綱において「補助金」とは、民間児童福祉施設が実施する耐震診断調査に対して神戸市が交付する補助金をいう。

(補助対象)

第3条 補助対象となる事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 調査内容

各施設の建築物の構造に応じ、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」（2017年改訂版）（財団法人日本建築防災協会発行）、「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」（2011年改訂版）（財団法人日本建築防災協会発行）、「木造住宅の耐震診断と補強方法」（2012年改訂版）（財団法人日本建築防災協会発行）又はその他市長が認める方法による診断とする。

(2) 補助対象者

補助金の交付対象者は、民間児童福祉施設のうち、次の各号の基準を満たす施設を設置経営する者とする。

ア. 施設規模、設備及び運営が、国並びに本市が施設種別ごとに定める設置基準等及び設置運営要綱等に適合するものであること。

イ. 昭和56年以前に設計された施設（新耐震設計法によらないものに限る。）

ウ. その他市長が必要と認める施設

(算定基準)

第4条 補助の算定基準は、次のとおりとする。

対 象 経 費	補 助 額
耐震診断調査の実施に必要な経費	耐震診断調査に必要な経費の実行額に3分の2を乗じて得た額 ただし、実行額が別表に定める基準額を超える場合は、基準額の3分の2を乗じて得た額

- 2 補助額は、対象経費の実行額ないしは基準額の3分の2を乗じた額から千円未満の端数を切り捨てた額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、予算の制約等の事由があるときは、同項に規定する額を減額することができる。

(補助金の申請及び交付)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに市長に次に掲げる書類を提出し、申請しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 算出内訳書(様式第1号の2)
- (3) 添付資料

- ア 事業計画書(別紙1)
- イ 契約書の写し

- 2 前項の申請があった場合において、市長はその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助金の交付決定を行う。
- 3 市長は、第2項の審査により補助金の交付が不相当と認めたときは、補助金の不交付決定を行い、その旨を補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助の条件)

第6条 補助事業者は、当該補助金を第3条の事業を実施するための資金に充当しなければならない。

- 2 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- 3 前2号のほか、第3条に掲げる事業において市長が補助事業者に対して交付の条件を付す必要があると認めた場合、これを付するものとする。

(変更等の承認)

第7条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金等交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業等中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金等交付決定変更通知書(様式第6号)又は補助事業等中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、補助事業者に通ずるものとする。

(届出書)

第8条 補助事業者は、補助事業等完了後、最初の消費税及び地方消費税申告により、この補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、事業完了後速やかに、市長に対して、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 事業実績報告書(様式第9号)
- (2) 精算内訳書(様式第9号の2)
- (3) 調査報告書1部(診断結果と補強案・概算をまとめたもの)

2 前項の規定は、第5条の交付申請を補助事業の実施後に行った場合は適用しない。

(額の確定)

第10条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金額確定通知書(様式第10号)により補助事業者速やかに通知する。

2 市長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付の決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条第1項の規定により交付額の確定を行った後、補助金を支払うものとする。

(報告及び指導監督)

第12条 市長は、必要があると認められるときは、この補助金の交付に関し、補助事業者に対して必要な報告を求め、又は、必要な指導及び監督等を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助金規則第19条により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により当該補助事業者速やかに通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

3 市長は、第9条の報告により必要と認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を、期限を定めて命ずることができるものとする。この場合において、前2項の規定を準用する。

(関係書類の整備)

第14条 補助事業者は、当該補助金に係る収入及び支出に関する帳簿並びに収入及び支出を証する書類を常に整備し、及び当該補助事業を完了し、又は廃止した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。)の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(調査報告)

第15条 市長は、補助事業者に対して、補助金の執行状況等について、必要な書類、帳簿等を調査し、又は報告を求めることができる。

(細目)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は平成18年7月1日から施行する。

附則

この要綱は平成19年11月1日から施行する。

附則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表)耐震診断調査補助基準額

施設 床面積	500 m ² 未満	500 m ² 以上 750 m ² 未満	750 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 1,250 m ² 未満	1,250 m ² 以上 1,500 m ² 未満	1,500 m ² 以上 1,750 m ² 未満	1,750 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上
基準額 (円)	対象施設 の床面積 (m ²) に 2,000 を乗 じた数	1,000,000	1,200,000	1,400,000	1,600,000	1,800,000	1,900,000	2,000,000
補助額 (2/3) (円)	上記基準 額の 3 分 の 2 の数 (1 未満切 捨て)	666,667	800,000	933,333	1,066,667	1,200,000	1,266,667	1,333,333
実補助額 (千円)	上記基準 額を1,000 で除した 数(1 未満 切捨て)	666	800	933	1,067	1,200	1,266	1,333

(※) 表の補助基準額については、神戸市の都合により、変更することがあります。